二 業種別基準

一 未悝別基毕		
区分	建物の構造	食品取扱設備並びに給水設備及び
		汚物処理設備
飲食店営業	1 調理場は、客室又は客席と間仕切	1 調理場には、取扱数量に応じた
	り等により区画してあること。	冷蔵設備があること。
	2 料理店及び旅館等にあっては、客	2 まな板及び包丁は、魚介類用、
	の収容能力又は調理数に応じ、配	野菜類用、生食用等それぞれ専用
	膳室又は配膳設備があること。	のものを備えること。
	3 仕出しその他一回に多数の弁当	3 生食用のまな板は、合成樹脂製、
	等を調理する営業にあっては、放	合成ゴム製等洗浄しやすく、衛生
	冷場又は放冷設備及び調製場又は	的なものを備えること。
	調製設備があること。	4 食肉販売施設において自家製ソ
	4 食肉販売施設において自家製ソ	ーセージを調理する営業にあっ
	ーセージを調理する営業にあって	ては、次に掲げる機械器具等が備
	は、処理室(食肉販売業の許可を	えてあること。
	受けた処理室と兼ねることができ	(一) 肉ひき機、肉練り機、充
	る。)及び調合計量室(衛生上支	填機、薫煙機、湯煮槽、冷却槽
	障がないと認められる場合は、調	等必要な機械器具
	理場と兼ねることができる。)が	(二) 機械器具を洗浄するため
	設けてあること。	の給湯設備を有する洗浄設備
	5 生食用食肉(牛の食肉(内臓を除	(三) 製品の中心部の温度を正
	く。)であって、生食用として販	確に測定することができる温
	売するものに限る。以下この表に	度計
	おいて同じ。)の加工又は調理を	(四) 原料肉の水素イオン濃度
	する営業にあっては、生食用食肉	を測定することができる装置
	取扱場(他の設備と区分された生	(五) 各工程で行う細菌検査の
	食用食肉の加工又は調理のための	ための検査装置
	専用の設備を備えた衛生的な場	5 生食用食肉の加工又は調理をす
	所。以下この表において同じ。)	る営業にあっては、次に掲げる生

が設けてあること。

6 客が使用しやすい場所にせっけ んを備えた流水式手洗い設備及び 手指消毒用の設備があること。

食用食肉の加工又は調理のため の専用の設備等(調理のみをする 営業にあっては、(一)から(三) までに掲げる調理のための専用 の設備等) が生食用食肉取扱場に 備えてあること。

- (一) 加工又は調理に必要な設 備及び器具
- (二) 器具の洗浄及び消毒に必 要な設備
- (三) せっけんを備えた流水式 手洗い設備及び手指消毒用の 設備
- (四) 食品、添加物等の規格基 準(昭和三十四年厚生省告示第 三百七十号) に規定する生食用 食肉の加工基準(以下この表に おいて「加工基準」という。) を満たすのに十分な能力を有 する、生食用食肉を加熱殺菌す るための設備
- (五) 加熱殺菌の温度を正確に 測定することができる装置
- (六) 加工基準を満たす十分な 能力を有する、加熱殺菌後の生 食用食肉を冷却するための設 備

喫茶店営業

- 1 調理場は、客室又は客席と間仕切調理場には、取扱数量に応じた冷蔵 り等により区画してあること。
- 2 客が使用しやすい場所にせっけ んを備えた流水式の手洗い設備及

設備があること。

	び手指消毒用の設備があること。		
菓子製造業	施設には、原材料置場、製造室、包	1	腐敗しやすい原材料、製品又は
	装場等が設けてあり、それぞれ間仕		半製品を取り扱う場合には、冷蔵
	切り等により区画してあること。		設備があること。
		2	製品を運搬する場合には、専用
			の容器が備えてあること。
あん類製造業	施設には、原材料置場、製造室、製	1	製造室には、浸豆槽、蒸煮槽、
	品置場等が設けてあり、それぞれ間		製あん機、さらし槽、沈殿槽、脱
	仕切り等により区画してあること。		水機及び冷蔵設備があること。
		2	製品専用の運搬容器が備えてあ
			ること。
アイスクリーム類	施設には、製造室及び調合室が設け	1	製造室には、ろ過器、分注機、
製造業	てあり、それぞれ間仕切り等により		氷結缶、凍結機、原液殺菌機並び
	区画してあること。ただし、ソフト		に器具の洗浄及び殺菌の設備が
	クリームを製造する場合等製造室と		あること。
	調合室を区分することが著しく困難	2	調合室には、調合機及び原料の
	なものについては、この限りでない。		保管設備があること。
乳処理業	施設には、受乳室、乳処理室、器具	1	受乳室には、輸送缶、輸送車等
	取扱室、冷蔵室、検査室及び空瓶置		を洗浄し、及び殺菌する設備、ろ
	場が設けてあり、それぞれ間仕切り		過器、受乳槽並びに計量器が備え
	等により区画してあること。		てあること。
		2	乳処理室には、ろ過器、殺菌機、
			冷却器、充てん機、(瓶に小分け
			して密栓する場合には、瓶詰め機
			及び打栓機)が備えてあること。
		3	殺菌機には、自記温度計が装置
			してあること。
		4	器具取扱室には、器具及び容器
			包装の洗浄、殺菌、乾燥、保管等
			に必要な設備があること。
		5	検査室には、乳検査に必要な設

	 備があること。
杜田 生의 松島 40 78	
	1 搾取場又は処理場は、それぞれ別1 搾乳室には、搾取頭数に応じた
業	棟とし、相当の距離を有している 搾乳器具が備えてあること。
	こと。 2 受乳室には、輸送缶、輸送車等
	2 搾乳室は、牛舎、飼料室等と間仕 を洗浄し、及び殺菌する設備、ろ
	切り等により区画してあること。 過器、受乳槽並びに計量器が備え
	3 処理場には、受乳室、乳処理室、 てあること。
	器具取扱室、検査室及び空瓶置場 3 乳処理室には、ろ過器、殺菌機、
	が設けてあり、それぞれ間仕切り 冷却機、充てん機、(瓶に小分け
	等により区画してあること。 して密栓する場合には、瓶詰め機
	4 種雄牛用牛舎、とく用牛舎、産室 及び打栓機)が備えてあること。
	及び隔離牛舎は、搾取場及び処理 4 殺菌機には、自記温度計が装置
	場と相当の距離を有しているこ してあること。
	と。 5 器具取扱室には、器具及び容器
	包装の洗浄、殺菌、乾燥、保管等
	に必要な設備があること。
	6 検査室には、乳検査に必要な設
	備があること。
	7 搾取場には、衛生的に処理でき
	る汚物だめがあること。
乳製品製造業	1 施設には、原材料置場、受乳室、1 受乳室には、輸送缶、輸送車等
	製造室(製造品目ごとにそれぞれ を洗浄する設備があること。
	区画してあること。)、発酵室(発2 製造室には、ろ過器、殺菌機、
	酵乳を製造する場合に限る。)、 充てん機、(瓶に小分けして密栓
	熟成室(チーズを製造する場合に する場合には、瓶詰め機及び打栓
	限る。)、調合室、器具取扱室、 機)等製造に必要な設備があるこ
	包装室、冷蔵室、検査室及び製品と。
	□ 置場が設けてあり、それぞれ間仕3 殺菌機には、自記温度計が装置
	切り等により区画してあること。してあること。
	 2 施設の各室(原材料置場、包装室4 器具取扱室には、器具及び容器
	及び製品置場を除く。)には冷温 包装の洗浄、殺菌、乾燥、保管等

	 水の供給設備があること。
	3 施設の各室間の通路は、耐水材料5 検査室には、乳及び乳製品の検
	で覆われていること。 査に必要な設備があること。
集乳業	施設には、受乳室、乳取扱室及び器1 受乳室には、計量器、ろ過器及
	 具取扱室が設けてあり、それぞれ間 び受乳槽が備えてあること。
	仕切り等により区画してあること。2 乳取扱室には、冷却貯乳槽が備
	えてあること。
	3 器具取扱室には、器具類の洗浄、
	殺菌、乾燥、保管等に必要な設備
	があること。
	4 乳検査に必要な設備があるこ
	と。
乳類販売業	施設には、乳類の陳列場及び空容器施設には、乳類を保管する冷蔵設備
	置場が設けてあること。 があること。ただし、常温保存可能
	品にあっては、常温を超えない温度
	で保管できる設備があること。
食肉処理業	1 施設には、と殺放血室、処理室、1 処理室には、放血機、湯漬け機、
	包装室及び冷蔵設備が設けてあ脱羽機、剥皮機、処理台、細断機、
	り、それぞれ間仕切り等により区 冷却設備等必要な機械器具が備
	画してあること。
	2 と殺放血室の内壁は、耐水材料で2 処理台は、耐水材料で造られて
	覆われていること。 いるか又はその表面にステンレ
	3 血液加工を行う施設にあっては、 ス鋼板等が張られていること。
	運搬器具の洗浄殺菌室、原料血液 3 処理室には、汚物だめ並びに血
	貯蔵室、処理室及び冷蔵室並びに 液、汚水及び汚物の処理設備があ
	必要に応じて冷凍室又は包装室がること。
	設けてあり、それぞれ間仕切り等4 汚物だめ及び汚水だめは、不浸
	により区画してあること。ただし、透性材料で造られ、かつ、密閉で
	採血から加工まで一貫して行われ きる覆いがあること。
	る施設で、他から原料血液を運搬 5 温水又は蒸気を豊富に供給でき
	してくることがない施設にあって る設備があること。

は、運搬器具の洗浄殺菌室及び原6 計画処理量に応じた原料貯留 料血液貯蔵室を設けないことがで

構、分離機等必要な機械器具が備 きる。

4 生食用食肉の加工又は調理をす 7 原料血液受入れ設備から充填設 る営業にあっては、生食用食肉取 備までの工程における各設備の 扱場が設けてあること。

えてあること。

接続は、サニタリーパイプで連結 してあること。

- 8 原料貯留槽から充填設備までの 工程における各設備は、それぞれ の設備ごとに洗浄殺菌設備を備 えること。
- 9 冷却、冷蔵又は加熱をする設備 には、温度を正確に調整及び測定 する装置並びに加熱殺菌する場 合にあっては自記温度計が備え てあること。(6から9までの規定 は、血液加工を行う施設について のみ適用する。)
- 10 生食用食肉の加工又は調理を する営業にあっては、次に掲げる 生食用食肉の加工又は調理のた めの専用の設備等 (調理のみをす る営業にあっては、(一)から (三)までに掲げる調理のための 専用の設備等) が生食用食肉取扱 場に備えてあること。
 - (一) 加工は調理に必要な設備 及び器具
 - (二) 器具の洗浄及び消毒に必 要な設備
 - (三) せっけんを備えた流水式

手洗い設備及び手指消毒用の 設備 (四) 加工基準を満たす十分な 能力を有する、生食用食肉を加 熱殺菌するための設備 (五) 加熱殺菌の温度を正確に 測定することができる装置 (六) 加工基準を満たす十分な 能力を有する、加熱殺菌後の生 食用食肉を冷却するための設 備 食肉販売業 1 店舗には、処理室が設けてあり、1 店舗には、陳列ケース及び食肉 間仕切り等により区画してあるこ を保管する冷蔵設備があること。 と。ただし、包装された食肉をそ2 処理室には、処理台、容器及び のまま販売する場合には、処理室 計量器が備えてあること。 を設けないことができる。 3 食肉製品等を薄切りする場合 は、専用の包丁、スライサー及び 2 生食用食肉の加工又は調理をす る営業にあっては、生食用食肉取 まな板を備えること。 扱場が設けてあること。 4 食肉製品等を薄切りする場合の まな板は、合成樹脂製、合成ゴム 製等洗浄しやすく衛生的なもの を備えること。 5 生食用食肉の加工又は調理をす る営業にあっては、次に掲げる生 食用食肉の加工又は調理のため の専用の設備等(調理のみをする 営業にあっては、(一)から(三) までに掲げる調理のための専用 の設備等) が生食用食肉取扱場に 備えてあること。 (一) 加工又は調理に必要な設

	備及び器具
	(二) 器具の洗浄及び消毒に必
	要な設備
	(三) せっけんを備えた流水式
	手洗い設備及び手指消毒用の
	設備
	(四) 加工基準を満たす十分な
	能力を有する、生食用食肉を加
	熱殺菌するための設備
	(五) 加熱殺菌の温度を正確に
	測定することができる装置
	(六) 加工基準を満たす十分な
	能力を有する、加熱殺菌後の生
	食用食肉を冷却するための設
	備
食肉製品製造業	施設には、原材料置場、荷受け室、1 施設には、処理台及び冷蔵設備
	原料肉貯蔵室、製造室、煮沸室、薫があること。
	煙室、包装室及び製品置場が設けて2 製造室には、製品の殺菌及び放
	あり、それぞれ間仕切り等により区 冷に必要な設備があること。ただ
	画してあること。 し、殺菌の必要のない製品を製造
	する場合は、この限りでない。
魚介類販売業	店舗には、調理室が設けてあり、間1 魚介類を陳列する器具は、金属
	ただし、魚介類の調理を行わない場と。
	合は、この限りでない。 2 刃物及びまな板は、身下ろし用
	及び刺身用が区別して備えてあ
	ること。
	3 生食用のまな板は、合成樹脂製、
	合成ゴム製等洗浄しやすく、衛生
	的なものを備えること。
	4 魚介類を貯蔵し、又は陳列する

1	I	
		設備は、常に摂氏十度以下に冷却
		保存できるものであること。
魚介類競り売り営	1 施設には、荷下ろし場及び競り売	施設には、処理台、運搬器具、冷蔵
業	り場が設けてあること。	設備等があること。
	2 水揚げ地の競り売り場にあって	
	は、土地の状況により衛生上支障	
	がないときは、側壁を設けないこ	
	とができる。	
魚肉練り製品製造	施設には、原材料置場、原材料受入	1 施設には、製造量に応じた冷蔵
業	室(魚を処理する場所を含む。)、	設備があること。
	製造室、製品放冷室及び製品置場が	2 製造室には、原料洗浄槽、作業
	設けてあり、それぞれ間仕切り等に	台及び製造機械が備えてあるこ
	より区画してあること。ただし、取	と。
	扱数量が少ないときは、放冷室に代	3 殺菌を必要とする製品を製造す
	えて放冷戸棚を設けることができ	る場合には、殺菌機が備えてある
	る。	こと。
食品の冷凍又は冷	1 施設には、荷揚げ場、処理場、加	1 加工室には、原材料洗浄槽、作
蔵業	工室、冷凍予備室、冷凍室又は冷	業台及び製造機械が備えてある
	蔵室及び機械室が設けてあり、そ	こと。
	れぞれ間仕切り等により区画して	2 冷凍予備室、冷凍室及び冷蔵室
	あること。	には、食品が直接床に触れないよ
	2 冷凍予備室、冷凍室及び冷蔵室の	うに、すのこ、台等が備えてある
	天井には、水滴よけが設けてある	こと。
	こと。	
	3 冷蔵室の床及び内壁は、耐水材料	
	で造られ、かつ、平滑であること。	
食品の放射線照射	施設には、照射室が設けてあること。	1 照射室には、適正な照射線量を
業		正確に調節できるベルトコンベ
		ア及び照射装置が備えてあるこ
		と。
1		2 施設には、照射線量を正確に測

1	1	l	1
			定できる化学線量計が備えてあ
			ること。
清涼飲料水製造業	1 施設には、原材料置場、原材料調	1	原材料調合室には、調合容器、
	合室、製造室、製品置場及び空容		混合機、ろ過器等の設備があるこ
	器置場が設けてあり、それぞれ間		と。
	仕切り等により区画してあるこ	2	製造室には、器具及び容器包装
	と。		の洗浄及び殺菌の設備、充てん機
	2 殺菌又は除菌を要しないミネラ		(瓶に小分けして密栓する場合
	ルウォーター類を製造する施設		には、瓶詰め機及び打栓機)並び
	は、鉱水を泉源から直接採水する		に製品検査設備があること。
	構造であること。	3	製造室には、十分な効力を有す
			る製品の殺菌設備又は原水の殺
			菌若しくは除菌の設備があるこ
			と。ただし、殺菌又は除菌の必要
			のない製品を製造する場合は、こ
			の限りでない。
		4	炭酸ガスを圧入するものにあっ
			ては、用水の冷却設備があるこ
			と。
乳酸菌飲料製造業	 施設には、原材料置場、製造室、洗	1	製造室には、かくはん機、洗浄
	浄殺菌室、製品置場及び冷蔵設備が		機、殺菌機、充てん機(瓶に小分
	設けてあり、それぞれ間仕切り等に		けして密栓する場合には、瓶詰め
	より区画してあること。		機及び打栓機)が備えてあるこ
			と。
		2	殺菌機には、自記温度計が装置
			してあること。
		3	洗浄殺菌室には、器具及び容器
			包装の洗浄、殺菌、乾燥、保管等
			に必要な設備があること。
氷雪製造業	 施設には、製氷室(脱氷室を含む。	1	製氷室及び貯氷室には、氷雪が
	以下この項において同じ。) 貯水室		直接床に触れないように台その

1	I	l I
	及び機械室が設けてあり、それぞれ	他の設備が備えてあること。
	間仕切り等により区画してあるこ	2 施設には、氷結缶、エアパイプ、
	≥.	換水吸い取り器、ブライン受けそ
		の他の必要な機械器具が備えて
		あること。
		3 氷結缶には、ふたが備えてある
		こと。
氷雪販売業	施設には、販売所及び貯氷庫が設け	販売所及び貯氷庫には、氷雪が直接
	てあること。	床に触れないように台その他の設
		備が備えてあること。
食用油脂製造業	施設には、原材料置場、製造室、充	施設には、前処理設備(原料の精選、
	てん室、包装室及び製品置場が設け	破砕、乾燥、ばい煎、蒸煮等のでき
	てあり、それぞれ間仕切り等により	る設備をいう。)、搾油設備(圧搾
	区画してあること。	機、抽出機等をいう。)、精製設備
		(ろ過、湯洗い、脱ガム、脱酸、脱
		色、脱臭、脱ろう等のできる設備を
		いう。)、充てん機、打栓機及び巻
		締め機が備えてあること。
マーガリン又はシ	 施設には、原材料置場、製造室、包	施設には、溶解槽、殺菌機、発酵槽、
ョートニング製造	 装室及び製品置場が設けてあり、そ	冷却機及び包装機が備えてあるこ
業	れぞれ間仕切り等により区画してあ	と。
	ること。	
みそ製造業	施設には、原材料置場、こうじ室、	
	仕込み熟成室及び製品置場が設けて	
	あり、それぞれ間仕切り等により区	
	画してあること。	
しょうゆ製造業	施設には、原材料置場、こうじ室、	1 施設には、破砕機、蒸煮機、充
	仕込み熟成室、圧搾室、火入れ室、	てん機、浸瓶槽、洗瓶機及び打栓
	充てん室及び製品置場が設けてあ	機が備えてあること。
	り、それぞれ間仕切り等により区画	2 アミノ酸しょうゆを製造する場
	してあること。ただし、半製品を原	合は、分解釜は酸性及びアルカリ

	料として製造する場合には、半製品性に耐える構造であること。
	を製造するまでの処理過程の設備
	は、設けないものとする。
ソース類製造業	施設には、原材料置場、製造室、洗施設には、浸瓶槽、洗瓶機、充て
	瓶室及び製品置場が設けてあり、そ機及び打栓機が備えてあること。
	れぞれ間仕切り等により区画してあ
	ること。
酒類製造業	施設には、原材料置場、こうじ室、施設には、浸瓶槽、洗瓶機、充て人
	仕込室、圧搾室、火入れ室、充てん機及び打栓機が備えてあること。
	室、洗瓶室及び製品置場が設けてあ
	り、それぞれ間仕切り等により区画
	してあること。
豆腐製造業	施設には、原材料置場及び製造室が1 器具は、金属、合成樹脂等で造
	設けてあり、それぞれ間仕切り等に られ、かつ、加熱その他の方法に
	より区画してあること。 よる殺菌ができるものであるこ
	٤.
	2 製品を保存する水槽は、常に接
	水できる構造とし、かつ、そのド
	壁は、金属、合成樹脂又はタイノ
	で覆われていること。
	備えてあること。
納豆製造業	施設には、原材料置場(選別場及び1 施設には、容器包装の殺菌に必
	作業室(釜場、洗い場、浸豆所及び2 製品専用のふた付き運搬容器が
	包装場を含む。)及び製品置場が設 備えてあること。
	けてあり、それぞれ間仕切り等によ
	り区画してあること。
	1 施設には、原材料置場、製造室、1 生麺又はゆで麺を製造する場合
NEVA VEA	乾燥室(乾麺を製造する場合に限)には、必要に応じ、冷蔵設備があ
	る。)、包装室及び製品置場が設 ること。

1	I	1
	けてあり、それぞれ間仕切り等に	2 製品専用のふた付き運搬容器が
	より区画してあること。	備えてあること。
	2 麺類を天日乾燥する場合は、塵埃	
	が発生しない場所とし、地面及び	
	床面は、コンクリート造り又は板	
	張りであること。	
そうざい製造業	1 施設には、原材料置場、原材料受	1 施設には、解凍槽、原料洗浄槽、
	入処理室、製造室、ばい焼室(か	加工台、調味注入設備、蒸煮釜、
	ば焼き又は照り焼きの場合に限	巻締め機、打栓機、殺菌機、冷却
	る。)、薫煙室(薫煙製品を製造	槽、浸瓶槽及び洗瓶機が備えてあ
	する場合に限る。)、包装室、製	ること。
	品置場並びに空缶及び空瓶の置場	2 製品専用の運搬容器が備えてあ
	(缶詰又は瓶詰食品を製造する場	ること。
	合に限る。)が設けてあり、それ	3 まな板及び包丁は、魚介類用、
	ぞれ間仕切り等により区画してあ	野菜類用、生食用等それぞれ専用
	ること。	のものを備えること。
	2 一回に多数の調理をする営業に	4 生食用のまな板は、合成樹脂製
	あっては、放冷及び詰め合わせ設	又は合成ゴム製等洗浄しやすく、
	備があること。	衛生的なものを備えること。
缶詰又は瓶詰食品	 施設には、原材料置場、原材料受入	1 製造室には、製品殺菌装置が備
製造業	処理室、製造室、包装場、製品貯蔵	えてあること。
	場並びに空缶及び空瓶の置場が設け	2 缶詰を製造する場合には、缶詰
	てあり、それぞれ間仕切り等により	め機及び巻締め機が備えてある
	区画してあること。	こと。
		3 瓶詰を製造する場合には、打栓
		機及び洗瓶機が備えてあること。
添加物製造業	 施設には、原材料置場、製造室、包	1 製造及び加工に必要な機械器具
	 装室、検査室及び製品置場が設けて	及び容器は、損耗しがたく、かつ、
	 あり、それぞれ間仕切り等により区	製品の品質に影響を与えないよ
	 画してあること。	うな材料で造られていること。
		2 添加物の製剤を製造する場合に

は、含有成分を均一に分散させる ためのかくはん装置が備えてあ ること。

- 3 製造及び加工に必要な機械器具 及び容器は、医薬品及び工業薬品 の製造又は加工には使用しない こと。ただし、添加物の成分に影 響を及ぼさないと認められる場 合は、この限りでない。
- 4 法第十三条第一項の規定により、保存の方法につき基準の定めのある添加物については、当該基準に適合する貯蔵設備があること。
- 5 原材料又は製品の試験検査に必要な設備があること。
- 6 製造又は加工の過程において生 ずる排水、廃棄物、排ガス等を衛 生的に処理できる設備があるこ と。